

DB資産運用ガイドラインの改正について

2025年1月
日本生命保険相互会社
団体年金コンサルティングG

本資料においては以下の略称を用いております。

DB：確定給付企業年金

DB資産運用ガイドライン：確定給付企業年金に係る資産運用関係者の
役割及び責任に関するガイドライン
(厚生労働省年金局長通知)



本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

1. DB資産運用ガイドライン改正に至る経緯

- DBの資産運用力向上については、以下等において、課題等が指摘されてきたところ。
 - 「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日、内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）
 - 「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理」（2024年3月28日、厚生労働省）
- これらを踏まえて、第35回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024年5月22日）にて、DB資産運用ガイドライン改正の方向性が示され、部会での議論を経て改正案のパブリックコメント手続きを実施のうえ、**2025年1月9日に改正**された。

政府・内閣官房

< 2023年12月13日分科会取りまとめ、2024年2月27日新しい資本主義実現会議報告「資産運用立国実現プラン」 >

①確定給付企業年金（DB）の改革

（ア）資産運用力の向上

<課題等>

- ・確定給付企業年金（DB）が加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するためには、（中略）確定給付企業年金（DB）ごとに最適な運用方針を策定し、それに適して適切に運用受託機関を選択するとともに、企業の置かれた状況や環境の変化に応じて、定期的にその見直しを行うことが重要である。これに引き続き取り組むことに加え、経済・市場環境に新たな変化が生まれてきている中において、その動向をみながら、期待収益率を検証し、必要に応じて資産配分の見直しを行うことが特に重要である。
- ・これに関し、全体の9割以上を100億円未満の確定給付企業年金（DB）が占めており、そうした小規模な確定給付企業年金（DB）における受託者責任の徹底や専門性の向上について、課題が指摘されている。また、確定給付企業年金（DB）が1つの金融機関（総幹事会社）に運用業務を委託することは、効率性の観点から否定されるものではないが、他の運用受託機関との比較を行い必要に応じて見直しを行うことも重要である。

<施策>

- ・加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、確定給付企業年金（DB）に対して、運用力の向上や受託者責任の普及啓発に向けて、資産運用に関する研修・情報提供を通じた人材育成等の取組を推進することや、確定給付企業年金（DB）が契約の形態如何に関わらず、定期的に総幹事会社を含めた運用委託先を評価し、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進することについて、ガイドラインを改定するなど、必要な方策を講じる。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf（5、6ページより抜粋、赤字・下線は当社）

厚生労働省

< 2024年3月28日「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理」 >

2 DB制度の環境整備

（1）DBの運用力の向上

○運用力の向上については、

- ・企業年金の役割を考えると、リターンの極大化だけではなく、リスクの極小化、若しくは目標とする収益を稼ぐこと、目標からの乖離をできるだけ小さくすることも運用力の一つ
 - ・規模の小さいDB制度に対して中立的なサポートをする観点から、企業年金連合会等において、資産運用のコンサル、相談、助言、情報提供をより強化してほしい
 - ・ルールを作り過ぎると、コストや運営の手間が必要以上にかかり、逆に企業年金を止めるという企業が出てくる可能性もあり、受益者の利益を完全に損なわないようにバランスをとることが重要
- といった意見があった。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39285.html（10、11ページより引用、赤字・下線は当社）

2. DB資産運用ガイドライン改正の内容について (1/3)

▶ 今回示された改正内容は、パブリックコメント時点の案から、意見募集結果を踏まえ、以下のとおり追記（表中マーカー部分）されている。

–「政策的資産構成割合」決定時の専門家の設置、「運用の基本方針」作成・変更時の加入者意見聴取について記載（DB法施行令・施行規則上の規定を明記）

–「アセットオーナー・プリンシプル」（AOP）（※1）について策定主体の追加、「ステークホルダー」に「加入者等」が含まれることを明記

<主な改正内容> 太字・下線・マーカー、及び※書きは当社

項目	改正後内容	改正内容と概要	《参考》 関連する AOPの項目
3.事業主及び 基金の理事 (1)一般的な義務 ①法令上の義務	理事は、管理運用業務について、法令、法令に基づいて行う厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない（法第70条参照）。 <u>（注）金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律において規定される誠実公正義務（第2条）（※2）は、企業年金については、上記の善管注意義務・忠実義務に基づく対応を行うことにより履行される義務である。</u>	【下線部分を追加】 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律における「誠実公正義務」の位置づけ	背景及び目的 (原則3)
3.事業主及び 基金の理事 (4)運用の基本方針	事業主（受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。）及び基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めなければならない。 また、政策的資産構成割合の決定に関し、事業主及び基金に使用され、その事務に従事する者として、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。 なお、受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めるよう努めなければならない（規則第84条参照）。	パブリックコメントにより内容追加 【下線部分を追加・修正】 DB法施行規則第84条第1項第2号に規定されている内容を追記 (P5、パブリックコメント結果No5)	原則2 (補充原則2-1)

* 改正後のDB資産運用ガイドライン全文は、2025年1月9日付通知を参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000934811.pdf>

（※1）アセットオーナー・プリンシプルに関する年金NEWSのご案内

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info/aop_siryou-ichiran.pdf

（※2）年金NEWS 2023年12月5日「金融商品取引法等の一部改正：企業年金関係者の誠実義務について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/nenkin/n739_nenkin_news_20231205.pdf

2. DB資産運用ガイドライン改正の内容について (2/3)

<主な改正内容> 太字・下線・マーカーは当社

項目	改正後内容	改正内容と概要	《参考》 関連する AOPの項目
3.事業主及び 基金の理事 (4)運用の基本方針	<p>運用の基本方針を作成・変更する際は、加入者の意見を聴かなければならない。 (令第45条・規則第84条の2参照)。</p>	<p>パブリックコメントにより内容追加</p> <p>【下線部分を追加】 DB法施行令第45条第3項・第5項、DB法施行規則第84条の2に規定されている内容を追記 (P5、パブリックコメント結果No5)</p>	原則1
3.事業主及び 基金の理事 (5)運用の委託 ②運用受託機関の管理	<p>運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動（議決権行使を含む）の実績について報告を受けることが望ましい。また、当該活動について、複数の企業年金が協働してモニタリングする取組に参画することも考えられる。</p>	<p>【下線部分を追加】 スチュワードシップ活動に係る協働モニタリング</p>	原則5 (補充原則5-1)
3.事業主及び 基金の理事 (5)運用の委託 ③運用実績の評価と見直し	<p>総幹事会社を含む運用受託機関の運用実績については、定期的に評価することが望ましい。また、当該評価を踏まえて必要な場合には、理事会等基金内部での意思決定手続や、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って、運用受託機関の見直し（掛金の払込割合の変更や信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管）を行うことが望ましい。</p>	<p>【新設】 運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直し</p>	原則3

2. DB資産運用ガイドライン改正の内容について (3/3)

<主な改正内容> 太字・下線・マーカーは当社

項目	改正後内容	改正内容と概要	《参考》 関連する AOPの項目
3.事業主及び 基金の理事 (9)専門性の確保・ 向上	<p>○事業主等は、管理運用業務を適正に執行する観点から、適切な資質を持った人材（例えば、年金資産運用に関する実務経験を概ね3年以上有している人材、関連する資格や企業年金連合会等が実施する研修受講歴を有している人材等）を計画的に登用・配置・育成することが望ましい。</p> <p>○年金運用責任者は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解、資産運用環境の把握及び専門性の向上（例えば、研修の受講）に努めなければならない。</p>	<p>【下線部分を追加】 人材育成等の推進</p>	<p>原則2 (補充原則 2-1)</p>
6.その他 (3)加入者等への 業務概況の周知	<p>加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項や他の関連事項（例えば、専門人材の活用に係る取組状況）を、ホームページ等で一般的に閲覧できる状況にすることも考えられる。</p>	<p>【新設】 加入者のための見える化 (任意の情報開示)</p>	<p>原則4 (補充原則 4-1)</p>
6.その他 (6)アセットオー ナー・プリンシプル	<p>○事業主等が、加入者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダー（加入者等を含む。以下同じ。）あるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていく観点から、企業年金を含むアセットオーナーに求められる共通の原則を定めるアセットオーナー・プリンシプル（内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 2024年8月28日）の受入れを検討することが望ましい。</p> <p>○なお、当該プリンシプルは法令と異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない。当該プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されている（原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないとする原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定されている。）。</p> <p>○また、当該プリンシプルに基づくアセットオーナーの活動については、運用状況についての情報提供を通じたステークホルダーとの対話も踏まえつつ、各アセットオーナーにおいて適切な手続きに基づく意思決定の下、必要に応じて見直しが行われていくことが期待されている。</p>	<p>【新設】 AOPの位置づけ</p> <p>パブリックコメントにより内容追加</p> <p>【下線部分を追加】 ステークホルダーに加入者等を含む旨及びAOPの策定主体を追加 (P5、パブリックコメント結果 No2)</p>	<p>—</p>

【ご参考】DB資産運用ガイドライン改正に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

▶ DB資産運用ガイドライン改正にあたり実施されたパブリックコメント（意見募集）の結果のうち、改正後のガイドラインに反映された内容は以下のとおり。

*「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインに関する意見募集の結果について」の掲載先
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495240244&Mode=1>

<パブリックコメント（意見募集）の結果（一部抜粋）> 太字、及び※書きは当社

No	該当箇所	寄せられた意見等	意見等に対する考え方
2	6.その他 (6)アセットオーナー・プリンシプル	<ul style="list-style-type: none"> ・「アセットオーナー・プリンシプル」は、他の法令・通知等に規定（定義）されていますでしょうか？ されていないのであれば、「アセットオーナー・プリンシプル（内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 2024年8月28日）」というように記載にされてはいかがでしょうか？ ・1つめの○（※P4参照）の「それぞれのステークホルダー」について、「アセットオーナー・プリンシプル」のパブリックコメントの「別紙：「アセットオーナー・プリンシプル」（案）に対する意見募集の結果について」のNo.41及び76にもあるとおり、DB制度における「加入者等」がステークホルダーに含まれることを明確にするうえでも、「それぞれのステークホルダー（加入者等を含む。以下同じ。）」というように記載にされてはいかがでしょうか？ 	<p>いただいた御意見を踏まえ、「アセットオーナー・プリンシプル（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 2024年8月28日策定）」、「それぞれのステークホルダー（加入者等を含む。以下同じ。）」と修正しております。</p>
5	3.事業主及び基金の理事 (4)運用の基本方針	<p>DB 法施行規則第84条第1項第2号（政策的資産構成割合決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めること）及び、DB令第45条第3項・第5項、DB法施行規則第84条の2（運用の基本方針の作成・変更する際に加入者の意見を聴かなければならないこと）の規定について、当該ガイドラインには規定されていないが、「資産運用立国実現プラン」の趣旨に鑑み、ガイドラインにも規定することが望ましいのではないかと。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、DB施行規則第84条第1項第2号（政策的資産構成割合決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めること）及び、DB令第45条第3項・第5項、DB法施行規則第84条の2（運用の基本方針の作成・変更する際に加入者の意見を聴かなければならないこと）の規定について、ガイドラインに追記しております。</p>